

## 公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 運営要領

(目的)

第1条 この要領は、協定会款第53条に基づき、公益社団法人埼玉県医療社会事業協会（以下「協会」という。）の運営に必要な事項を定め、もって協会の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(入退会等の届出)

第2条 協定会款第7条に基づく入会申込書の様式は、様式第1号のとおりとする。

3 登録事項変更届の様式は、様式第3号のとおりとする。

4 協定会款第8条に基づく退会の様式は、様式第4号のとおりとする。

(事務局職員)

第3条 協定会款第18条に基づく事務局に次の職員をおく。

幹事：10～15人

(任命及び職務等)

第4条 幹事は、協会内4ブロックから選出された者を、理事会の議決を経て会長が任命する。

2 幹事は、理事会が各ブロックの状況を勘案しつつ、ブロック間のバランスを欠くことのない人数分を各ブロックから選出する。

3 幹事は、理事会の決定に基づいて会務を執行する。

4 幹事の任期は、1年とする。ただし再任をさまたげない。

5 幹事は理事会の要請に基づき、理事会に出席することができる。

6 幹事は、協定会款第11条に基づく役員を兼ねることができる。

(業務分担)

第5条 協定会款第18条に基づく事務局の下に、次の各部を設置し、それぞれ以下の業務を行う。

(1) 事務局

- ア 各部の統括
- イ 監督官庁との連絡・調整
- ウ 文書・台帳・印章・発番号の管理
- エ 印刷・発送
- オ 諸会議・総会の準備・運営、議事録の作成
- カ 事務所の管理・運営
- キ ホームページの管理・運営
- ク 公益社団法人日本医療社会福祉協会ほか関係機関との連絡協調
- ケ その他、他に属さない事項に関すること

(2) 総務部

- ア 会員情報の把握
- イ 会員の拡大
- ウ 名簿の作成
- エ 定款・運営要領・諸規約の管理
- オ 機関紙（MSW Saitama）の作成
- カ 役員の選出に関する事務
- キ その他、総務に関すること

(3) 財務部

- ア 収入・支出の管理
- イ 通帳の管理
- ウ その他、財務に関すること

(4) 研修部

- ア 学会・研修会・講習会の企画と運営
- イ 調査研究に関すること
- ウ その他、研修に関すること

(5) 社会活動部

- ア 医療社会事業と協会事業の普及及び啓蒙
- イ 福祉・医療・保健情報の収集と周知
- ウ 医療福祉相談会の企画と運営
- エ 福祉関連事業のソーシャルアクション
- オ その他、社会活動に関すること

2 事務局及び各部は、あらかじめ理事会が定めた数の理事・幹事をもって構成する。

3 会長・副会長はいずれの部局にも属さないものとする。

4 理事会は、懸案事項により、長期間の討議や調査を専門的に行う必要が生じたり、集中的に大人数で事業遂行する必要が生じた場合は、関連する部局の下に検討委員会や実行委員会等を設置することができる。各委員会の委員は理事会で決定し会長より委嘱する。各委員会は討議や事業等の結果を会長に報告する。報告された内容の採用等については、理事会で討議して決定する。

(事務専決)

第6条 常務理事の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 歳入予算の受入及び歳出予算の執行に関すること。
  - (2) 経常事務の処理に関すること。
- 2 常務理事は事項(1)に掲げた事務について、前条に規定する財務部の長に、また(2)に掲げた事務について、同条に規定する各部の長に、その全部または一部を委任することができる。

(資産の管理)

第7条 協会定款第42条に基づく資産の管理方法について、現金は、確実な金融機関に預け入れ保管するものとする。

(地区運営)

第8条 協会の地区を4ブロックに分け、地区ごとに責任者(幹事)を定め、各地区の医療社会事業の推進を図るものとする。

- 2 地区運営については、各地区にブロック運営委員会を組織し、各地区の自主的運営によるものとし、その経費については、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。
- 3 助成金の交付について、地区責任者(幹事)は、様式5号の事業計画書を提出し、事業終了1ヵ月以内に様式6号の事業実施報告書を提出するものとする。
- 4 地区の区分を次のとおりとする。  
東部ブロック(春日部・草加・幸手保健所管内及び、越谷市、加須市)  
西部ブロック(狭山・坂戸・朝霞保健所管内及び、川越市)  
南部ブロック(川口保健所管内及び、さいたま市、上尾市、伊奈町)  
北部ブロック(熊谷・本庄・秩父・東松山保健所管内及び、鴻巣市、北本市、桶川市、羽生市、行田市)

(理事及び監事の選任)

第9条 協会定款第12条に基づく理事及び監事の選任について理事会は総会に役員候補者の議案を提出し、その承認を得ることによって選任するものとする。

- 2 理事候補者15名及び監事1名は、理事会が会員に対して立候補を募ることを告示するものとする。監事1名は、本会の会員以外から選出するものとする。立候補者が定数に満たない場合の不足分は、理事会が推薦するものとする。外部監事については、理事会が選出基準(改正認定法第5条第16号、改正認定規則第5条)に基づき、適任者を選任する。
- 3 前項の告示及び立候補届の様式は、様式第7号のとおりとする。
- 4 立候補者が定数を超えた場合は、理事及び監事と該当立候補者による協議によって調整するものとする。

(副会長の順位)

第10条 協会定款第13条3項に基づく副会長は、あらかじめ会長によって指名された順位によって職務を務めるものとする。

(弔意)

第11条 会長は、会員の死亡に対し弔電等の弔意を表すことが出来る。

- 2 会長は、会員以外の者の死亡に対し前項に準じて弔意を表すことが出来る。

《附則》

平成27年7月23日 施行

令和7年2月21日 様式1号改正

令和7年4月22日 様式2号廃止、第2条2を削除

令和7年6月14日 第9条2項改正